

非行と家庭環境

藤江 詠微

1. はじめに
2. 非行少年の特徴
3. 家庭環境による影響
4. 実際の非行少年の経験から考察
5. おわりに

1 はじめに

少年が非行に走るはその少年を取り巻く環境に原因があるとされる。未熟である少年のコミュニティは大人に比べると狭く、逃げ場を探すことが難しいと考えられる。そのため、どのようなことが悪影響を及ぼすかは一概には言えないが、成育過程や交友関係等から受ける影響が大きいのではないかといえるだろう。そこで、少年が非行に至るまでの環境として、最も長い時間を過ごしていると思われる家庭環境に着目して検討していく。

2 非行少年の特徴

令和4年における検挙人員の約7割が学生・生徒であり、刑法犯では、窃盗が最も多く、特別法犯では、児童売春・児童ポルノ禁止法、大麻取締法、軽犯罪法、迷惑防止条例がほとんど同率である。¹近年、少年による犯罪の検挙人員自体は減少傾向にあるが、SNSやメディアに取り上げられるような世間に大きな衝撃を与える事件も少なくない。

非行少年と聞くと、学校の先生への反発的な態度、暴力的、未成年飲酒・喫煙、暴走族などという、攻撃的で目立つ不良を思い浮かべる人が多いだろう。しかし、一見非行に走るように見られない所謂優等生少年が犯罪に手を染めることもある。また、近年では立ちんぼやSNSでの買春行為も目立つようになっている。このように、非行少年といってもタイプの違いが見られるが、家庭環境が及ぼす影響には共通点もある。

3 家庭環境による影響

人が生まれてから最初に持つ社会的環境が「家庭」であり、子供の社会化、道徳化の場として重要な役割を持っている。出生から6歳ごろまでの幼少期の環境は特に重要で、子供の人格形成に大きく影響を及ぼす。²

¹ 「令和5年版犯罪白書」(法務省) [001407767.pdf \(moj.go.jp\)](https://www.moj.go.jp/001407767.pdf)

² 「昭和41年版犯罪白書」(法務省) https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/7/nfm/n_7_2_3_2_3_1.html

① 虐待

児童虐待防止法第2条において、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4つの行動類型が児童虐待に該当すると規定されている。³少年院在院者に対する被害経験のアンケート調査によると、男女とも身体的虐待のみの比率が約80ないし90%を占めているが、複数の虐待を受けた者が男子で約10%、女子で約19%の結果がみられた。身体的虐待は度合いに関わらず、男女どちらも早期・長期間の虐待が最も多い。身体的虐待を受けた経験を表出した者は、男女ともに話した相手は友達・恋人・先輩が多く、表出しなかった者は、「言ってもむだだと思った」や「自分が悪いと思った」とする者の比率が高く、また被害にあった時の行動として、「じっと我慢した」や「家出した」の比率が高い。性的虐待は、男子は小学生時が最も多く、女子は中学生時が多い。また、性的な暴力を受けた経験を表出しなかった理由として「言うのが恥ずかしかった」とする比率が高くみられた。⁴

② 経済力

所得、家計のひっ迫及び子供の体験の欠如の有無に基づき、生活困窮層、周辺層及び非生活困窮層に分類し、経済状況を分析したところ、少年院在院者の世帯、保護観察処分少年の世帯のそれぞれ約28%、21%aが生活困窮者であった。周辺層を合わせるとそれぞれ4割を超え、かなりの家庭が経済的な困難を抱えていることがわかる。⁵金銭的余裕が無く、幼い頃から我慢を強いられ、「お金がない」などと言われて育つことで、万引きや窃盗行為に繋がるのではないかと懸念されている。同年代が持っているゲームを自分だけ持っていない、遊びに行けないというようなことが重なると仲間外れされはじめる可能性が大きく、家庭内だけでなく学校にも居場所がないというような状況が生み出されることが考えられる。

③ 親の問題

非行少年の父母の欠損率について、男女どちらにおいても一般少年と比べて父母の欠損率が高い傾向にある。単身家庭では親の関心が新しく付き合うパートナーにむくことがあり、加えて幼い弟妹がいることで親の自分に対する愛情がないように感じてしまう場合もある。親の機能不全、態度、愛情、これらが子供に不満、悩み、緊張をもたらし、非行へ走る理由のひとつとなっているのではないかと考えられる。

³子ども虐待対応の手引き 第1章子ども虐待の援助に関する基本事項（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv12/01.html#:~:text=%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E8%99%90%E5%BE%85%E3%81%AE%E5%AE%9A%E7%BE%A9%20%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82,%E3%81%AB%E5%AE%9A%E7%BE%A9%E3%81%97%E3%81%A6%E3%81%84%E3%82%8B%E3%80%82>（2024年1月18日閲覧）

⁴ 児童虐待に関する研究その1 少年院在院者に対する被害経験のアンケート調査 [000074918](https://www.moj.go.jp/000074918) (www.moj.go.jp)

⁵ 法務総合研究所研究部報告 65 非行少年と成育環境に関する研究 2023
<https://www.moj.go.jp/content/001399202.pdf>

④ 親子間のコミュニケーション

親子間のコミュニケーション不足の具体例として、子供への関心が見受けられないことが挙げられる。学校内の試験結果を見ていないことや進路を決める時も親の意見がないといった、一見自由な子育てのように感じられる行動が子供を非行に繋げている可能性がある。自由とは、子供に選択権を与えて親が注意の目を向けている状態のことであり、前述した行為は子供を放任している無関心状態、つまりほったらかし育児なのだ。親からの関心を得られないから家庭外で居場所を作る少年もいれば、関心を得たいが為にわざと問題を起こして注目を浴びようとする少年もいる。反対に、教育や習い事に熱心な家庭であれば、自分の希望を聞いて貰えない息苦しさや、過干渉による自由の制限、親の顔色を伺って生活していくストレスから非行へ走る恐れがある。虐待や、親からの関心を得られないことによる愛情不足、過干渉の息苦しさから逃げ出したい、というように自分の居場所を求めて、不良グループと関わりを持ったり、たまり場に出向いたりする。似た境遇の同年代と過ごすことで仲間意識が芽生え、そこに上下関係が出来上がる。そこで窃盗や暴力などの命令をされ、嫌だと思っても、逆らうと新しく手に入れた自分の居場所を失ってしまうという恐怖から犯罪に手を染めるようになるのではないかと考えた。

4 実際の非行少年から考察できること

少年鑑別所に入所した経験のある少年 A にいくつか質問をすることができた。両親揃っている環境で育ったが、過干渉で決まり事が多く、両親から虐待を受けていた家庭だったようだ。両親がかなり厳しく、友達と遊びに行くことも、欲しいものもなかなか言えないような状況で何度か万引きをすることがあり、家にいる時は顔色を伺って生活する日々だった。小学校高学年の頃に先生に暴力を振り、ここでは省略するが他にも様々な要因が重なり、中学 2 年生時に少年鑑別所へ入所した。彼も居場所を求めて、同じ境遇の同年代と過ごし、学校に行くことも家に帰ることも少なかったようだ。このことから、家庭でのストレスが、他者に当たるなどの行為に繋がり、非行の要因のひとつになるのではないかと考えた。

子供が健全に成長していくには親子関係が良好である必要がある飲酒、喫煙、薬物、売春行為など、どのような行為に対しても共通でいえることは、家庭内でコミュニケーションを取り、親は子供の変化に気づけるようにする、そして家が子供にとってリラックスできる居場所のなるようにする必要があるということである。近年では SNS が発達し、スマホの持ち始めも年々低年齢化している。どのようにして犯罪に巻き込まれるか、親の目が届きづらくなっているため、しっかりとコミュニケーションを取り、気に掛けることが重要となる。

5 おわりに

非行の原因はひとつではないが、家庭環境や親子関係が及ぼす影響は大きいといえる。親子間で向き合う時間をつくり、親の問題行動がある場合は見直す。そして家庭がリラックスできて、子供にとっての居場所になれるような環境づくりが重要である。非行少年の行為に注目するだけでなく、その背景にある環境に焦点を当てることが重要となり、親への指導を含めた家庭環境の改善や、学校や家庭以外にも安全でリラックスできる居場所を子供に提供することが根本的な解決に繋がるのではないかと考えた。